

○外国に派遣を命ぜられた部隊に所属する隊員の負傷等又はその家族の死亡等の際における帰国の取り扱いについて（通達）

昭和44年12月1日

海幕人第6294号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

改正 平成元年3月14日 海幕人第1140号（第1次改正）

外国に派遣を命ぜられた部隊に所属する隊員の負傷等又はその家族の死亡等の際における帰国の取り扱いについて（通達）

標記について、遠洋練習航海に参加する等、特定の任務のもとに、外国を行動中の部隊に所属する隊員（当該部隊に臨時勤務中又は当該部隊において実習を命ぜられた隊員を含む。以下同じ。）が負傷若しくは疾病にかかり、又はその家族が死亡し若しくは著しく重態となつた場合の帰国等の取り扱いについては、下記基準により処理することに定めたので通達する。

記

1 隊員が負傷し又は疾病にかかつた場合

隊員が負傷等のため任務の遂行が不可能となるか、又は当該隊員を継続して在隊させておくことが不適当と判断される場合はすみやかに補職替えにより帰国させる。

2 隊員の家族が死亡し又は著しく重態となつた場合

原則として隊員の帰国は許可しない。ただし、当該隊員から帰国することについて申請があり、かつ、当該隊員が帰国しても任務の遂行に著しい支障がないと認められる場合には、次の基準及び手続等により帰国を許可することができる。

（1） 帰国を許可できる家族の範囲

ア 配偶者及び子又はこれらと同等と認められる者

イ 隊員の父母又はこれらと同等と認められる者

ウ 隊員の兄弟及び配偶者の父母又はこれらと同等と認められる者。ただし、当該隊員が扶養している場合又はその他の理由により、特に当該隊員の帰国を必要とする場合に限る。

（2） 帰国を許可する場合の人事措置上の基準

ア 家族が死亡した場合

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第1項第10号の規定に基づく特別休暇を付与する。

イ 家族が著しく重態の場合

同規則第47条に規定する年次休暇を付与する。（旅費不支給）

（3） 手続き

ア 外国に派遣を命ぜられた部隊に所属する隊員の任免権者は、隊員の家族が死亡し、又は著しく重態となつた旨の通知を受けた場合は、外国派遣部隊の長に対し当該隊員をただちに帰国させる必要があるか否かの意見を付して通知するものとする。

イ 外国派遣部隊の長は、当該隊員から帰国することについて申請があり、休暇を付与することが適当と判断される場合は、海上幕僚長に進達し、その承認を受けるものとする。